

## 社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会 在宅ふれあい型交流事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）及び、ボランティア団体等が実施する在宅ふれあい型交流事業に対する補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 この事業は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) お茶飲み会
- (2) 会食及び配食
- (3) 同世代やボランティアとの交流会
- (4) その他本会会長がとくに必要と認めた事業

### (事業の対象)

第3条 この事業の対象者は、次の各号に掲げるとおりとし、地区社協及びボランティア団体等が認めた者とする。

- (1) 虚弱な一人暮らし高齢者
- (2) 虚弱な高齢者のみの世帯
- (3) その他本会会長がとくに必要と認めた者

### (補助金)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付する。

2 補助の対象経費は、次のとおりとし、一団体につき1人、1ヶ月300円以内の実費を交付する。

ただし、市から経費の補助や助成を受ける場合は、補助対象外とする。

- (1) 茶菓子代
- (2) 食材費及び光熱水費
- (3) 施設借用経費
- (4) 配達経費
- (5) その他会長がとくに必要と認めた経費

### (補助金交付の手続き)

第5条 前条の補助金の交付は、次の各号に掲げるところにより3ヶ月毎に行う。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）の提出
- (2) 会長による内容審査
- (3) 補助金交付決定通知書（様式第2号）の送付

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

ただし、第4条第2項については、平成18年10月1日から施行する。